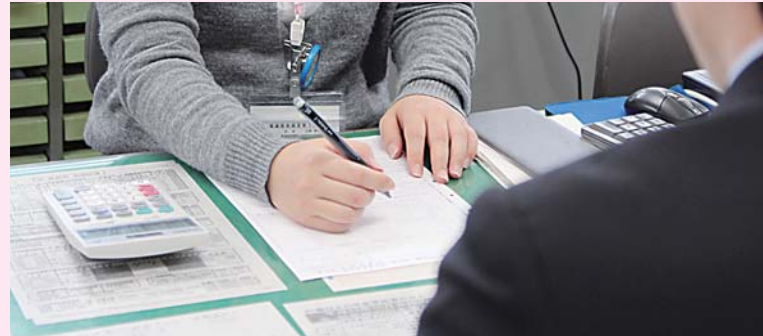


平成25年度市・県民税の申告を受け付けします



書類は必ず整理・集計して持参してください。整理・集計していない場合、整理後の受け付けとなります。



※なお、十和田税務署から確定申告書が送付されているかた、譲渡所得（収用を除く）や配当所得があるかた、住宅ローン控除1年目のかたは税務署で申告してください。

申告・相談受け付け日時

2月8日(金)～3月15日(金)
午前8時40分～11時30分
午後1時～4時
※土・日・祝日を除く。ただし、
3月3日(日)は受け付けしています。
※申告書記載相談は午前8時50分からです。

会場

市役所新館5階第1会議室
問 税務課市民税係 ☎⑤16767

申告をしなかった場合

- ▶国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の適用や、国民年金保険料の免除が受けられない場合があります。
- ▶保育所への入所、市営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機関からの借り入れなどに必要な所得証明書などの交付が受けられません。

東日本大震災に対する寄附金控除

原則として寄附した団体からの領収書が必要ですが、震災関連寄附金については振込依頼書の控えや郵便振替の半券（ともに原本）でも申告できます（寄附団体によっては、他に確認書類を求める場合があります）。

自分で書いて提出もできます

申告時間の軽減や自分の申告内容の把握のため、自書申告を推進しています。自分で申告書を作成されたかたは、郵送で提出してください。不明な点があれば後日、税務課から照会します。

その他

申告書は前回の申告状況により、申告が必要と思われるかたに郵送しています。税務署から確定申告書が郵送されたかたには、市・県民税の申告案内は行いません。郵送されなかったかたでも、申告が必要と思われるかたは申告においでください。また、申告書の郵送を希望するかたは税務課までご連絡ください。※申告書は、市ホームページからもダウンロードできます。

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存が義務化されます

農業や事業所得、不動産所得のあるかたは収入に関係なく記帳・帳簿などの保存が義務化されます。収入・経費などは帳簿をつけ、保存しましょう。

便利なe-TAX（パソコン申告）をお勧めします



e-TAXコーナーを設置します

ご自身でパソコンを使用し、申告書を作成するコーナーを設置します。指導員が操作の仕方を説明します。

e-TAXを初めて利用するかた

1. 市民課で住民基本台帳カード（手数料500円）の交付を受ける
2. 公的個人認証サービスの電子証明書（手数料500円）の発行を受ける（所要時間約40分）

※初めてのかたに限り、所得税最高3,000円の税額控除を受けることができます。

年金所得者のためのパソコン申告体験会

十和田税務署では、年金所得者のための「パソコン申告体験会」を開催します。所得税の確定申告に必要な年金所得者は、会場が混雑する前に申告をすることをお勧めします。

とき 2月1日(金)～8日(金)
※土・日を除く
午前9時30分～午後4時

ところ 十和田税務署
持ち物 申告に必要な書類一式
問 十和田税務署 ☎③3151

申告が必要なかた

平成25年1月1日現在において

- ①市内に住所があるかた
 - ②市外に住所があるかたで、市内に事務所や家屋敷などを所有しているかた
- ※次に該当するかたも申告が必要です。
- ▶病気や失業などで収入がなかったかた
 - ▶市外のかたに扶養されていたかた（夫が単身赴任や、学生など）
 - ▶非課税の年金（障害者年金・遺族年金）や手当で生活していたかた
 - ▶公的年金収入のみで、65歳未満のかたは98万円を超え、65歳以上のかたは148万円を超えているかた（申告することで減税や非課税になる場合があります）
 - ▶扶養認定申請などで所得証明書が必要になるかた

申告が必要ないかた

- ①税務署に確定申告書を提出するかた
 - ②所得が給与のみで年末調整済みの「給与支払報告書」が勤務先から市に提出があったかた
- ※医療費控除など各種控除を受ける場合は申告が必要です。
- ③公的年金収入のみで、65歳未満は98万円以下、65歳以上は148万円以下のかた（市・県民税が課税されません）

申告に必要なもの

- ①申告書および申告受付票
※申告会場、税務課、十和田湖支所で配布。
- ②印鑑（朱肉の必要なもの）
- ③平成24年中の所得や経費がわかるもの
▶給与所得者 源泉徴収票
※必ず持参してください。
▶年金所得者 公的年金などの源泉徴収票や非課税年金の決定通知書
▶営業・農業・不動産所得者など 仕入れや売り上げなどの帳簿類や、経費の領収書など収入や経費がわかるもの、農業・事業・不動産所得者は収支内訳書
※領収書は肥料代、農薬代など経費ごとに整理・集計してください。
- ④控除に必要なもの
▶生命保険料、地震保険料、寄附金控除 支払額などの証明書
▶社会保険料控除 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などの支払った額がわかるもの
▶障害者控除 身体障害者手帳や障害者控除対象者認定書など障害の程度がわかるもの
▶医療費控除 領収書、医療費を補てんする保険金などの額がわかるもの（おおむね6カ月以上寝たきりでおむつが必要なかたは、初年度は医師の証明書が必要です）※領収書は病院ごとに集計して持参してください。